

◎不正な行為を行った下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：①株式会社KADOKAWA
②株式会社大広
業者の住所：①東京都千代田区富士見2丁目13番3号
②大阪府大阪市北区中之島2丁目2番7号
- 指名停止措置期間：①令和4年10月28日～令和5年1月27日
(3ヵ月)
②令和4年10月28日～令和4年11月27日
(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要
本件は、株式会社KADOKAWAの代表役員等（取締役会長）及び株式会社大広の一般役員等（執行役員）が、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、有利な取り計らいを受けるために、当時の大会組織委員会理事らに組織委員会側に対する働きかけを依頼し、その謝礼を渡したとして、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕されたものである。
- 指名停止措置理由
当該業者たる株式会社KADOKAWAの代表役員等（取締役会長）及び株式会社大広の一般役員等（執行役員）が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第4号イ、ロ（下記参照）に該当する。

<措置要領別表第2>

| 措置要件 | 期間 |
|---|---|
| <p>(贈賄)</p> <p>4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等 ロ 一般役員等</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内</p> |

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 小柳 康孝（内線 2511）
(契約課直通：Tel 092-476-3509)

港湾空港関係
総務部契約管理官 山村 裕未（内線 290）
(経理調達課直通：Tel 092-418-3345)